

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項に基づく教習射撃場の指定に係る審査基準
新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
審査基準 令和2年1月10日作成	審査基準 令和●年●月●日作成
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の4第1項	根拠条項：第9条の4第1項
処分の概要：教習射撃場の指定	処分の概要：教習射撃場の指定
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、 <u>同</u> 第47条（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、 <u>同</u> 第49条（教習射撃指導員の基準）、 <u>同</u> 第50条（教習射撃場の指定の申請の手続）	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第47条（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第49条（教習射撃指導員の基準）、第50条（教習射撃場の指定の申請の手続）
審査基準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。	審査基準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標準処理期間：30日	標準処理期間：30日
申請先： <u>住所地</u> を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課	申請先： <u>所在地</u> を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課
問合せ先： <u>住所地</u> を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先： <u>所在地</u> を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177
備考：	備考：